

平成16年 4 月22日
原子力安全対策課
(1 6 - 1 1)
< 10時資料配付 >

高浜発電所 4 号機の新燃料輸送について

このことについて、関西電力株式会社から下記のとおり連絡を受けた。

記

高浜発電所 4 号機（加圧水型軽水炉；定格出力87.0万 k W）は、本日、新燃料集合体 2 4 体を米国フラマトム A N P 社より輸入し、同発電所へ受け入れた。

1 . 輸送年月日

平成16年 4 月21日17時30分	東京港	発
平成16年 4 月22日07時03分	高浜発電所	着

2 . 輸送数量等

新燃料集合体	2 4 体
輸 送 容 器	1 2 個

3 . 輸送物の種類

A 型核分裂性輸送物

4 . 輸送方法

陸上輸送

問い合わせ先（担当：宮川） 内線2353・直通0776(20)0314
--

「輸送における安全性について」

1．輸送物の種類

A 型核分裂性輸送物

2．輸送容器の概要

型 式 ; N F I - V 型 . . . 1 2 個
形 状 ; 円 筒 形
寸 法 ; 長さ約 5 m、外径約 1 m
重 量 ; 約 3 . 7 トン（輸送容器だけで約 2 . 4 トン）
材 質 ; ステンレス鋼製

3．輸送物の安全確認

本輸送物（A 型核分裂性輸送物）については、別添に示す国の安全基準を満たすことを、独立行政法人 原子力安全基盤機構により確認されたものです。

4．輸送上の安全対策

輸送にあたっては、車両の積付け・標識等、輸送上の十分な安全対策を実施しています。

なお、万一緊急の事態が生じた場合にも、最寄りの消防・警察・自治体および官庁等に連絡するとともに、適切な措置を取ることにしており、十分な安全対策が講じられることとなっております。

『 A 型核分裂性輸送物の安全基準 』

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第59条の2に基づき国が定めている『 A 型核分裂性輸送物 』に係わる技術上の基準の主なものは、以下のとおりである。

線量当量率

表面で、 2 ミリシーベルト / 時以下
表面から 1 m 離れた位置で、 0 . 1 ミリシーベルト / 時以下

表面密度限度

α 線を放出する放射性物質の場合、 0 . 4 ベクレル / cm^2 以下
 α 線を放出しない放射性物質の場合、 4 ベクレル / cm^2 以下

また、 A 型核分裂性輸送物の試験条件には、

一般の試験条件

水の吹きつけ試験、自由落下試験、圧縮試験、貫通試験

特別の試験条件

9 m 落下試験、棒上の 1 m 落下試験、耐火試験、浸漬試験

があり、これらの厳しい諸条件下においても容器の健全性を維持し、臨界の防止を確保するよう、法令の基準値を満足することになっている。